

西監第 135・137 号

平成25年 4 月30日

西尾市長 榊原康正様

西尾市監査委員 手嶋英夫

西尾市監査委員 杉崎慎一郎

住民監査請求に係る監査結果について（勧告）

平成25年3月13日付け及び14日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき住民監査請求が提出され、監査を実施した結果、請求の内容に一部理由があると認められたため、同条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

本件監査請求の結果については、別添のとおり請求人に通知した。

記

1 勧告内容

平成24年3月19日に消防団員へ支給した報酬のうち、活動実績が確認できなかった14人分の報酬金192,500円について、西尾市へ返還するよう求めることを勧告する。

2 措置期限

当該勧告に対する措置の期限は平成25年5月30日とする。

なお、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに必要な措置を講ずるとともに、その措置結果について監査委員に通知されたい。